

総 税 市 第 2 6 号  
平成 2 9 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）  
の一部改正について

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 2 9 年政令第 1 1 8 号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 9 年総務省令第 2 6 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 9 年総務省令第 2 7 号）が平成 2 9 年 3 月 3 1 日にそれぞれ公布され、いずれも原則として同年 4 月 1 日（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 9 年総務省令第 2 7 号）は平成 3 0 年 4 月 1 日）から施行されることとされました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成 2 2 年 4 月 1 日総税市第 1 6 号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしく願います。また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしく願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

- 本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。
- イ ロからトまでに掲げる規定以外の規定 平成 2 9 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税、平成 2 9 年度以後の年度分の軽自動車税
  - ロ 第 2 章 1、2 及び 4 平成 3 1 年度以後の年度分の個人の市町村民税
  - ハ 第 2 章 2 4、2 5、7 2、7 7 (2)、7 8、7 9 の 2 (1)、7 9 の 3 (1) 及び 8 0 平成 3 0 年度以後の年度分の個人の市町村民税
  - ニ 第 2 章 4 5 (7)、4 5 の 2 (2)、4 5 の 4 (7) 及び 4 5 の 6 (2) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 号）の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税
  - ホ 第 2 章 5 4 の 2 (4) 平成 2 9 年 4 月 1 日以後に提出する修正申告書若しくは更正請求書に係る法人の市町村民税又は同日以後にされる更正に係る事業年度分

- の法人の市町村民税若しくは連結事業年度分の法人の市町村民税
- へ 第3章30(2) 平成29年1月2日以後に新築された居住用超高層建築物  
(同年4月1日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分  
を有するものを除く。) に対して課すべき平成30年度以後の年度分の固定資産  
税
  - ト 第9章7 平成30年度以後の年度分の国民健康保険税